

岩山漆芸美術館について

ふるさと雇用特別基金の336万円のうち70万円は今日（24日）返して平成21年11月24日
もらった。この補助を受ける条件については、新規雇用であること・
職安を通して雇用されたものであることなどヒアリングの際にも再三 商工観光部・総務部
説明したし、仕様書・契約書・見積書にも明記されている。何故、誤
解が生まれたのか理由は解らない。誤解が生じた理由と言えるかどうか解らないが、市からヒアリングを
受けた事務担当者が8月1日以降辞めている。
宅建条項が適用されない物件。今後、同様の事例に宅建条項を準用するかどうかは不明。勉強する。

→ 1 ふるさと雇用再生特別基金事業の前払金の返還について

- (1) ふるさと雇用再生特別基金事業の前払金については、平成21年11月30日を納付期限と
して返還するよう、株式会社オリエンタルトレジャー代表取締役全龍福氏に通知した。
- (2) 全龍福氏は、平成21年11月30日までに支払うことを約束し、納付誓約書を提出した。
- (3) 前払金の返還を確実にするため、連帯保証人を付した連帯保証書を徴収した。

↑
信用調査を行っていない。

2 賃貸借契約の取扱いについて

平成21年11月20日付けで株式会社オリエンタルトレジャー（以下「賃借人」という。）
と、次の事項を内容とする合意解約書を締結した。

- (1) 平成21年11月30日をもって建物賃貸借契約を合意解約する。
- (2) 賃借人は、平成22年3月31日までに本件建物を明け渡すものとする。
- (3) 賃借人は、平成21年8月から同年11月までの貸付料を、同年12月28日までに納入す
るものとする。←家賃未納額 8月～11月 210万3,130円
- (4) 平成21年12月1日から平成22年3月31日までを明渡し猶予期間とし、賃借人は、そ
の間、使用に供する工房部分の面積の貸付料に相当する額を当該月の末日までに支払うも
のとする。←12月～3月 月額9万6,743円（制作に使用する部分 660㎡）
- (5) 賃借人が、この合意解約に違反したときは、市は、何らの通告催告なくしてこの合意解
約を解除することができる。

全館長は「4月1日には開館する。ただし、自分が経営するのではなく」と言っている。
オリエンタルトレジャー社と盛岡市との契約は3月末まで。その後の事については、
未納の家賃を支払ってもらってから、館長の要望はお聞きする。
3月いっぱいオリエンタルトレジャー社はあけわたしをする。
全館長個人としては今後制作を続けたいという意志があるとのことだが、
盛岡市は信頼関係を再構築するのは難しいと思っている。4月1日以降については白紙。

ペ氏のキー・イースト社からの話しでは「資金援助しなかった理由は全氏に聞いて
ください。ペ氏の名誉館長は継続しています」